

自民党 HP 「憲法は制定・施行されてから 70 数年間、1 回も改正が行われていません。大きく変化した国内外の環境に合わせて、憲法にもアップデートが必要ではないでしょうか」

自民改憲 4 項目

① 9 条への自衛隊の明記

自民改憲案

9 条の 2

①前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

②自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

自衛隊に関する政府の説明

・自衛のための必要最小限度の『実力組織』である自衛隊は憲法が禁じる『戦力』には当たらない。

→自衛隊の武力行使が認められるのは、

①日本が武力攻撃を受けた場合、

②それを排除するのに適当な手段がないときに、

③それを排除するために必要最小限度の範囲に限定される

※集団的自衛権は①の要件を欠くため憲法上許されない。

→2014 年 7 月 1 日、安倍政権は閣議決定でそれまでの憲法解釈を一変させ、「存立危機事態」という新たな概念を作って、存立危機事態における集団的自衛権の行使は許されるとした。翌 2015 年 9 月には安保法制＝戦争法を強行可決。

☆自民改憲案の危険性

単に存在する自衛隊を憲法上追認するだけではない。「後からつくった法律は、前の法律に優先する」というのが、法の一般原則（後法優先の原則）。

たとえ 9 条 2 項（戦力不保持・交戦権の否認）を残したとしても、別の独立した項目で自衛隊の存在理由が明記されれば、2 項が空文化＝死文化することは避けられない。

憲法 9 条に書き込もうとしている自衛隊とは、安保法制＝戦争法によって集団的自衛権の行使が可能となった自衛隊。これを憲法に書き込むということは、憲法違反の安保法制を合憲にするということに他ならない。

安倍 2020 年 8 月の退陣表明会見「残念ながら〔改憲について〕まだ国民的な世論が十分に盛り上がりなかったのは事実であり、それなしには進めることができないのだろうということを改めて痛感をしている」・・・世論と運動で止められる。

②緊急事態条項

自民改憲案

第73条の2

(第1項) 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待ついとまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は、法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。

(第2項) 内閣は、前項の政令を制定したときは、法律で定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない。(※内閣の事務を定める第73条の次に追加)

第64条の2

大地震その他の異常かつ大規模な災害により、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の適正な実施が困難であると認めるときは、国会は、法律で定めるところにより、各議院の出席議員の3分の2以上の多数で、その任期の特例を定めることができる。

- ・自民党が改憲の口実の一つにする衆院解散後の、緊急の必要がある場合も、憲法54条には参院の緊急集会の規定がある。
- ・地震などで選挙が困難になった地域にだけ「繰延投票」(公職選挙法57条)で対応できる。
- ・大規模自然災害「など」・・・戦争の際にも「緊急事態」が宣言される可能性
- ・個人の権利・自由は大幅に制限・侵害される可能性(報道の自由なども)
- ・災害時は災害対策基本法、災害救助法などがあり対応ができる。

☆緊急事態条項の危険性

- ・ドイツのワイマール憲法では14年間に250回以上も発動。ヒトラー独裁へ。
- ・日本もかつて「緊急勅令」が濫用。治安維持法改正案(「国体の変革」を目的とした結社を組織したり、その指導者は最高刑を死刑にし、結社の目的に寄与する一切の行為を罰す「目的遂行罪」を新設するもの)が帝国議会で廃案になったものの、緊急勅令で成立。

●敵基地攻撃

「一般論として、移動式のミサイル発射機の位置をリアルタイムに把握するとともに、地下に隠ぺいされたミサイル基地の正確な位置を把握し、まず防空用のレーダーや対空ミサイルを攻撃して無力化し、相手国の領域、領空における制空権を一時的に確保した上で、移動式ミサイル発射機や堅固な地下施設となっているミサイル基地を破壊してミサイル発射能力を無力化し、攻撃の効果を把握した上でさらなる攻撃を行うといった一連のオペレーションを行う必要がある」(12.17.2021 参院予算委員会)

小池晃参院議員「先制攻撃ではないか」「一発ミサイルを撃つという話じゃないんです。相手国の領域にまで乗り込んで行ってミサイル基地をしらみつぶしに攻撃する。さらに、制空権を確保して、地下施設も含めて大規模な攻撃を行う。全面戦争に発展するような話」(12.17.2021 参院予算委員会)

「他に手段がないと認められる限り、誘導弾の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能である」(1956年当時の鳩山一郎内閣)

「他国を攻撃するような、攻撃的脅威を与えるような兵器を持っているということは、憲法の趣旨とするところではない」(1959年、伊能防衛庁長官答弁)

「わが国は、敵基地攻撃を目的とした装備体系を保有しておらず、個別的自衛権の行使として敵基地攻撃を行うことは想定していない」(2015年9月4日内閣官房答弁書)

→「法理上は排除されないが、『能力』の保有は憲法違反、つまり現実には敵基地攻撃はできない」が、これまでの政府の立場。ところが岸田首相は「いわゆる敵基地攻撃能力を含

め、あらゆる選択肢を排除せず、検討していく」(2021年12月)

敵基地攻撃はこれを覆し自衛隊を他国攻撃の戦力にしようとするもの。

☆ミサイル防衛が煽る開発競争

BMD 導入時の国会答弁では整備費全体で8千億から1兆円程度。

→2004年度予算から2021年度補正予算案までの累計一約2兆7086億円。

小池晃参院議員「米国のBMDシステムに日本も加わって、それが他国の対抗策を招いて、まさに軍事対軍事の悪循環の中で、極超音速滑空兵器などの非常に危険な兵器の開発に進んでいるということではないか」

●攻撃に「着手」、いったい誰が判断できるの？

“敵が攻撃に「着手」した後に反撃するのであり、「先制攻撃」ではない”という議論もある。しかしいまやミサイルは移動式発射台で地下に隠れ、固体燃料で瞬時に発射できる。いったい誰が攻撃に「着手」したと判断できるのか？ 結局「アメリカが『着手しただろ』」といったときに、『それはそうですよね』って言わざるを得ない」(石破茂元防衛相。8月18日、BSフジプライムニュース)。アメリカの判断と命令で自衛隊が他国を先制攻撃となる。

●「台湾有事」については

国際法を無視する中国の行動は断じて許されない。軍拡競争をあおれば中国の思うつぼ。国連憲章と国際法を守れと国際的に包囲し、圧力をかけていくことが大事

・志位和夫委員長「外交的解決の条件はある」

「今年5月の米韓首脳会談で、朝鮮半島の非核化と平和体制の構築を一体で進めることを合意した2018年の南北「板門店宣言」、米朝「シンガポール共同声明」の有効性を確認し、外交努力で解決しようとしている。この動きを後押しすべきだ。(5.24.2021 NHK 日曜討論)

○日本共産党の対案—北東アジア平和協力構想

- ・紛争の平和解決のルールを定めた北東アジア規模の「友好協力条約」を締結する。
- ・北朝鮮問題を「6カ国協議」で解決し、この枠組みを地域の平和と安定の枠組みに発展させる。
- ・領土問題の外交的解決をめざし紛争をエスカレートさせない行動規範を結ぶ。
- ・日本が過去に行った侵略戦争と植民地支配の反省は、不可欠の土台になる。

東南アジア諸国連合(ASEAN)がつくっている東南アジア友好協力条約(TAC)のような紛争を話し合いで解決する平和の枠組みを、北東アジアにも構築しようという提案。

●中国にモノいう日本共産党

香港での民主化運動の弾圧、新疆ウイグル自治区やチベット自治区での少数民族への抑圧について自公政権は、憂慮や懸念を表明するにとどまり、中国側に中止や是正を明確に求めている。

自民の佐藤正久議員は日本共産党の志位和夫委員長が2019年11月14日に発表した「香港での弾圧の即時中止を求める」と題した声明を紹介した上で、同問題の外務省の発信が弱いと指摘。日本共産党の声明を一部抜粋して読み上げ、「この声明は党派を超えて共有する部分が多い」

③参院選の合区解消

最悪の党利党略。日本共産党は、現在の参院の議院定数を維持し、全国10ブロックの比例代表制にすることを提案。抜本改革に向け、各党での議論を尽くすべき。

④教育環境の充実

教育無償化は憲法を変えなくてもできる。

ジェンダー平等—札幌地裁「同性婚を認めないのは違憲（14条1項）」

気候危機—「気候危機により、現在及び将来世代の生存基盤が脅かされ、生命や健康、居住、社会経済生活を営む権利（憲法第13条、同法第25条、環境基本法第3条、世界人権宣言前文、同宣言第3条、自由権規約第6条）等への脅威が現実化していると言える。」（日弁連）

維新政治との対決

日本と大阪の政治に憲法を貫くことこそ

・コロナ対策に逆行する医療病床削減問題

住吉市民病院廃止などの悪政の果てに、全国ワーストのコロナ禍にもかかわらず、急性期病床をこの1年に229床も減らした。医療病床削減路線の転換を。いのちと安心を守る政治へ。

・カジノ・万博問題がかかえる矛盾。

カジノ頼みの「成長戦略」は破たんの道。「夢洲開発」による底知れぬ府・市民負担。「1兆円カジノ」の災厄。府と市が「カジノ依存症」に。こんなカジノにすぎるしか描けない「成長戦略」——かつての「ベイエリア開発」の失敗が何倍もの規模で再現される。

・「どの子の成長する教育」とほどとおい「教育改革」

教職員の締め付け、多忙化、正規の不足で「教育に穴」があく深刻な事態に。私学無償化、学校給食無償化は府民の要求が実現。

・「政治とカネ」問題、議会定数削減による民意きりすて

政治の私物化、自治体破壊を許してはならない